

○やまと広域環境衛生事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活
環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

(平成24年1月26日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、やまと広域環境衛生事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成24年御所・田原本環境衛生事務組合条例第5号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の期間等)

第2条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで及び1月28日から同月31日までの日は、休日とする。

2 縦覧の期間は午前9時から午後4時までとする。

(縦覧の手続き)

第3条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、備付けの縦覧簿に氏名、住所、その他の事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 報告書等の縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

第5条 条例第6条第2項の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)(意見書の記載事項)

(2) 施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。